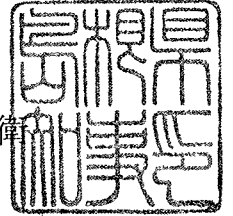




原 第 216 号
平成 29 年 7 月 14 日

経済産業大臣 世耕 弘成 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条第 3 項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力(株)が、原子力規制委員会により認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。
2. 今後、中国電力(株)が、廃止措置を実施するに当たって、廃止措置に関しては、使用済燃料の再処理等の課題があることから、貴省におかれては別添の諸事項（別添 1）について適切に対応いただきますようお願いいたします。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添 2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添1)

経済産業省への要請事項

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の再処理等に国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。
3. 原子力発電所については、廃止が決定された後も関係自治体においては、原子力安全・防災対策などのために財政負担が引き続き生じること、また、経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電所の撤去完了までを見据えた制度にしていきたい。

(別添2)

周辺自治体からの意見

※以下、平成29年7月14日付け原第216号

原子力規制委員会 委員長宛て要請と同様のため、省略